

第1回 ODR推進会議 議事録

第1 日 時 令和4年8月26日(金) 自 午後 2時00分
至 午後 2時50分

第2 場 所 審査監督課会議室

第3 議 題

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 委員等の紹介
4. 会議の運営について
5. 事務局による資料説明等
6. WG設置について
7. その他
8. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○渡邊参事官 それでは、定刻となりましたので、第1回ODR推進会議を開会させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方はカメラをオンにお願いいたします。

まず、この会議での発言方法について説明させていただきます。

ウェブ会議システムにより参加されている方は、ハウリングや雑音の混入等を防ぐため御発言される際を除きマイク機能をオフにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言を希望される際は挙手機能を使用してください。

御案内済みかと思いますが、手のひらマークをクリックすると挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたらマイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終わりましたらマイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げようお願いします。また、挙手機能を使えないときは手を挙げていただきますようお願いいたします。また、御発言される方はお名前をおっしゃってから御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

続きまして、司法法制部審査監督課長の本多より御挨拶があります。

よろしく申し上げます。

○本多課長 皆様こんにちは。法務省司法法制部審査監督課長の本多でございます。

ODR推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、ODR推進会議委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

司法制度改革の一環としていわゆるADR法が制定されまして、民間ADRの認証制度がスタートしてから15年が経過いたしました。現在167の認証紛争解決事業者が紛争の当事者に対しまして専門的な知見を生かし、紛争の実情に即した迅速な解決を図るべく活動をしているところでございます。

法務省では民間ADRの認証制度制定以来、この制度インフラを社会に浸透させ、紛争の当事者にとってさらに利便性の高いものとすべく各種施策を講じてきました。このような中で近年のデジタル技術の飛躍的な進展によりまして、IT・AI技術の利用が私たちにとって身近な存在になったことなどの社会経済情勢の変化への対応は喫緊の課題となりました。ADRにデジタル技術を融合したODRは潜在的な紛争解決ニーズをすくい上げ、ウィズコロナ時代において対面が難しい状況でも機能し得る紛争解決手段として注目度が一層高まっております。

法務省では令和2年10月よりODR推進検討会を設置しまして、ODR推進に向けた基本的考え方や講ずべき具体的施策などにつきまして、委員の皆様方に御議論いただき、本年3月に「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン」を取りまとめるに至りました。基本方針の取りまとめに当たりましては、各委員の先生方に御尽力いただきましたことをこの場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。

基本方針の中ではODR推進のために推進目標と推進策を策定しており、短期目標として推進基盤の整備を掲げ、中期目標として世界最高品質のODRの社会実装を掲げております。

これらの目標を達成するためにも、官民学の連携を基に幅広い利害関係者と継続的な議論を行っていくことが重要でございます。法務省としては、各界の有識者の皆様から専門的な知見に基づく幅広い御意見を伺い、社会に浸透し、さらに利便性の高いADR・ODR推進施策を実行していきたいとの思いを持ちまして、本会議を立ち上げた次第でございます。これにより紛争当事者の手続がストレスフリーになったと実感できる制度インフラの構築を目指していければと考えております。

委員の皆様には是非様々な角度から充実した議論を交わしていただき、この会議が実り多いものとなりますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** それでは、続きまして本日御出席の委員の皆様を御紹介したいと思います。

お名前を呼ばれましたら、簡単に一言自己紹介をお願いいたします。

委員の皆様から御紹介いたします。

まず、弁護士の出井直樹委員でございます。

○**出井委員** 出井でございます。第二東京弁護士会に所属しております。

これまではADR、仲裁及び和解あっせん関係のいろいろな団体に所属し、また手続も実際にやってきました。

よろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

続きまして、九州大学大学院法学研究院教授の上田竹志委員でございます。

○**上田委員** 九州大学の上田と申します。

ODRにつきましては活性化検討会、推進検討会からお世話になっております。いよいよ社会実装の推進ということで、大変大きな期待を持っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

続きまして、司法書士の小澤吉徳委員でございます。

○**小澤委員** 皆さん、こんにちは。私も引き続きの参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

続きまして、東京大学大学院法学政治学研究科教授の垣内秀介委員でございます。

○**垣内委員** 東京大学の垣内でございます。

民事手続法、またADRを研究しております。ODRとの関係では先ほどの上田委員と同様ですけれども、活性化検討会、また推進検討会にも参加させていただきました。引き続きお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

続きまして、弁護士の斉藤睦男委員でございます。

○**斉藤委員** 斉藤睦男です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も引き続きの委員です。前にも話したかもしれませんが、所属会は仙台弁護士会で、日弁連ではADRセンターの委員長を務めております。

この会議の名称の募集があったときに、ODRカムズトゥルー会議という提案をして、あえなく落選しましたが、本当にカムズトゥルーとなるように皆さんと一緒に協議してやって

いきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○渡邊参事官 力強い言葉ありがとうございました。

続きまして、東京瓦斯株式会社参与の佐成実委員でございます。

○佐成委員 東京瓦斯の佐成でございます。

前回から引き続きでございますけれども、企業ユーザーの立場からいろいろ発言させていただこうと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございました。

続きまして、独立行政法人国民生活センター理事の保木口知子委員でございます。

○保木口委員 よろしく願いいたします。

国民生活センターとしましては、前回の検討委員会の方から参加させていただいておりましたが、前任の理事、川口の後任として今回から私、保木口が参加させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございました。

続きまして、一般財団法人日本ADR協会代表理事の山田文委員でございます。

○山田委員 山田でございます。

本業は京都大学で民事手続法を担当しておりますけれども、今回はADR協会の方からの意見も申し述べたいということで参加をさせていただいております。私も活性化検討会、それから推進検討会、引き続きましての参加となります。

どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございました。

続きまして、一般財団法人日本ODR協会理事の渡邊真由委員でございます。

○渡邊委員 皆様どうぞよろしく願いいたします。ODR協会の渡邊と申します。

私も山田先生と同じく立教大学の方で法学部でADR関係の科目を担当しております。ODRの関係といたしましては、海外の研究機関のフェローですとか、この9月からICODRの理事にも就任する予定でございます。

今後もどうぞよろしく願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございました。

委員の御紹介は以上になります。

また、この会議にはオブザーバーにも各種団体から御参加いただいておりますので、御紹介だけ差し上げます。

オブザーバーには、法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本弁理士会、日本行政書士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本不動産鑑定士協会連合会の皆様に御参加いただいております。

ありがとうございます。

また、本会議の事務局は法務省大臣官房司法法制部審査監督課にて行いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本会議の座長の選任を行いたいと思います。

委員の互選でお願いしたいと考えておりますけれども、自薦または他薦の御意見などがございましたら適宜に御発言をお願いしたいと思います。

○山田委員 私としましては、東京大学の垣内秀介委員に座長をお願いしたいと存じます。

委員がADR、ODRに関して実務についても学識に関しても知悉しておられることは御存じのとおりだと思いますけれども、さらに、先ほど本多課長からお話ありましたように、本会議のミッションは推進検討会議で策定されましたアクション・プランの実現ということでございまして、同検討会で座長を務めていただきました垣内委員に引き続いて座長をお務めいただければと存じます。

以上です。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 全く山田委員と同意見で、垣内委員しかいないと言ってもいいぐらいだと思います。是非お引き受けいただければと思います。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

ほかにございますか。

特にないようございます。

お二人から御意見いただきましたが、垣内委員を座長に推す強い御推薦がございました。

他の委員の方々も垣内委員に座長をお願いするということでもよろしゅうございますか。

それでは、御異議ないようですので、互選の結果、垣内委員が座長に選任されたものと認めます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、垣内座長をお願いしたいと思います、その前に恐縮ですが、座長の方から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○垣内座長 座長を仰せつかりました垣内でございます。

それでは、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほど冒頭本多課長からもお話がありましたけれども、ここにおいで委員の先生方には御案内のとおり、この推進会議はODRの活性化に関する公的な会議体としましては3つ目のものということになるかと思います。初めが2019年9月に設けられたODR活性化検討会、そして引き続き2020年10月には法務省でODR推進検討会が検討を開始いたしまして、このODR推進会議に至るということになります。この間検討が進められてまいりまして、いよいよアクション・プランの実施の段階に入ることになります。この間の議論に関わる機会に恵まれてきました者としては、大きな感慨を覚えるところでございます。

このアクション・プランにおきましては、後ほど詳細な御説明が改めてあるかと存じますが、ODRの推進を通じて、スマートフォンが1台あればいつでもどこでも誰でも紛争解決のための効果的な支援を受けられる社会を実現することがうたわれております。このことが絵に描いた餅に終わらないようにするためには、ここからが正に正念場であろうと考えているところです。

私自身は大変微力でございますけれども、委員の先生方とともに今後の日本のODR、ま

た広くADR一般が期待される役割を十分に果たしていくということのために力を尽くしてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、以上御挨拶とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

初めに今後の会議の運営についてですけれども、あらかじめ委員の皆様から御了承を頂きたい点がございます。

まず、1点目ですけれども、会議につきましては非公開とした上で各回の会議の終了後に発言者のお名前を明らかにした議事録と配付資料、これらを法務省のホームページで公表するという事を考えております。ただし、議事等を公表することが相当でない場合につきましては、委員の皆様にお諮りをした上で座長の判断で議事等の一部を公表しないとする事もできるとしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御異議ございませんようですので、そのようにさせていただきますと思います。

また、2点目になりますけれども、オブザーバーの方々につきましても是非積極的に御発言を頂ければと考えておりますので、適宜お申出があれば座長、私の許可を得て御発言いただけるということにしたいと存じますけれども、委員の皆様方には御異存ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この点につきましてもそのようにさせていただきますと思います。

その他会議の運営に関しまして何か検討が必要な事項が出てきました場合には、私、座長が委員の皆様にお諮りをして決めたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、本日の内容的な議事に入りたいと思います。

お手元に事前に配付されております議事次第があるかと存じますので、そちらを御覧いただければと存じます。

本日予定しております内容は議事次第に記載のとおりでありますけれども、議事を進めるに先立ちまして、まず事務局から配付資料の説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○渡邊参事官 法務省の渡邊でございます。

あらかじめお送りしております資料は4点あったかと思います。

資料1、資料2-1と2-2、それから資料の3でございます。配付いたしました資料についてこれから簡単に御説明したいと思います。

まず、資料1でございますけれども、これは本会議の設置についての文書となります。

冒頭の審査監督課長の挨拶にもございましたように、本会議は当省が本年3月に取りまとめましたODRの推進に関する基本方針に基づき、ODR推進の取組を継続的に実行していくため設置されたものとなります。また、本会議の主たる目的は基本方針に掲げられました推進目標、推進策、当省における推進体制等についての効果検証を実施し、ODR推進に向けた取組が成果を上げるよう柔軟な見直しを御提言いただくこととございます。

さらに、本会議の下にはワーキンググループを設置することとしておりますけれども、ワ

ーキンググループにつきましては後ほど御説明させていただきます。

続きまして、資料2でございます。

先ほど申し上げましたODR推進に関する基本方針の概要ペーパーとその本文となります。皆様におかれましては、既に御承知おきのところかと思えますけれども、基本方針の概要を御説明いたしますと、ODRに関する推進目標を今後1から2年以内に実施すべき短期目標と今後5年以内に実施すべき中期目標の2つに分類しております。

短期目標をODRの推進基盤の整備としまして、その実現に向けた推進策の柱として国民へのODR/ADRの浸透、ODRへのアクセス・質の向上、ODR事業への参入支援などを掲げております。また、中期目標を世界最高品質のODRの社会実装とし、その実現に向けた推進策の柱として、相談から調停をワンストップ化する環境整備、トップレベルのODRが提供される環境整備、AI技術の活用に向けた基盤整備などを掲げております。これらの施策によりまして、スマートフォンが1台あればいつでもどこでも誰でも紛争解決のために効果的な支援を受けられる社会を実現していくこととしております。

続きまして、資料3は先ほど御説明させていただきましたワーキンググループに関する資料でございます。詳細は後ほど御説明したいと思います。

以上でございます。

○垣内座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして何か御質問等あれば出していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

特に御質問等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料の御説明については以上とさせていただきます。引き続きましてワーキンググループの設置につきまして、これも事務局からまず御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 法務省の渡邊でございます。

資料3を御覧ください。

ODRの推進に関する基本方針に掲げられました推進目標等を具体的に実施していくために、本会議の下にワーキンググループを設置しまして、本会議で決定されたテーマについて必要な事項の検討などを行うこととしております。ワーキンググループで取り扱うテーマにつきましては、基本方針で掲げられた柱に基づいて2つとしまして、それぞれのテーマについてワーキンググループを設置したいと考えております。

まず、基本方針の短期目標を実現するため国民へのODR、ADRの浸透のための取組を実施することとなりますが、現状は国民のODR、ADRの認知度が高いとは必ずしも言えません。また、今後当省で実施予定の認知度調査等を踏まえて効果的な周知、広報を検討していく必要があると考えております。

また、基本方針の中期目標を実現するため相談から調停までのワンストップ化や最先端技術を取り入れたODRの実証実験の支援などの取組を実施していくこととなりますけれども、今後実施予定の実証実験において顕在化するであろう制度的な問題、課題やどのようなAI技術がADR、ODRに親和性が高いかなどを検証する必要性が高いのではないかと考えております。

そこで、1つ目のテーマをODR（ADR）の周知・広報、2つ目のテーマをODR実

装・AI技術の活用検討といたしまして、それぞれのワーキンググループにおいて本会議の委員、各団体から御推薦いただきました方々をメンバーとして御議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ワーキンググループで取り扱うテーマ、またこれらのテーマごとにワーキンググループを設置することにつきまして、委員、あるいはオブザーバーの方々から何か御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

○出井委員 御説明あったことを聞き落としていたかもしれませんが、設置紙を見ますとワーキンググループを設置するとあって、今御説明の2つのワーキンググループを設置することをここで決めるということであると理解しますが、この推進会議、どれくらいの期間存続するか分かりませんが、展開によってはワーキンググループを追加で設置をするとか、そういうこともあり得るという理解でよろしいでしょうか。

○垣内座長 それでは、事務局からお答えをお願いしますでしょうか。

○渡邊参事官 当面基本方針の中で重点的に進めるべき課題を踏まえて、ひとまず2つのワーキンググループの設置を提案しておりますけれども、今後の議論状況次第ではこの会議での御意見なども踏まえて新たにワーキンググループを設置する、あるいは既存のワーキンググループでの検討課題をさらに追加するといったことも柔軟に対応していくべきではないかというように考えております。

以上でございます。

○垣内座長 出井委員、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○出井委員 結構でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのほか佐成委員、挙手されていらっしゃいますでしょうか、お願いします。

○佐成委員 佐成でございます。

ワーキンググループに関してちょっと御質問をしたいと思います。

ワーキンググループが具体的に活動を始めるのはいつになるのか、活動状況をモニタリングというか、その活動状況について、推進会議の方にどのような形で情報が上がってくるのかというのがよく見えなかったものですから、そのあたりを教えていただければと思います。

○垣内座長 では、この点につきましても事務局から御説明をお願いしますでしょうか。

○後藤専門官 法制部の後藤でございます。

ワーキンググループにつきましては、第1回の日程について現在調整中ではございます。いずれのワーキンググループについても、9月に第1回を開催しようというところで現在動いているところではございます。ワーキンググループ開催の都度になりますか、最終的に年度末ぐらいになりますか、検討中ではございますが、推進会議の方に随時報告等をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○垣内座長 佐成委員、さらにお尋ね等ございますでしょうか。

○佐成委員 現段階ではそれで結構でございます。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 質問ですが、やはりワーキンググループに関連してです。ワーキンググループが会合を持った場合にも議事録が作られると思うのですが、その議事録というのは我々も拝見することができますか、そこを確認したいと思います。

○垣内座長 では、事務局、お願いいたします。

○後藤専門官 後藤でございます。

議事録という形になるか、議事要旨という形になるかは検討というところでございますが、推進会議の委員の皆様にはきっちりフィードバックしていきたいというふうに考えております。

○垣内座長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

さらに、そのほか御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見等はほかにはないようでありますので、ワーキンググループで取り扱うテーマとしましては2つ、ODR、ADRの周知、広報、またODRの実装、AI技術の活用ということといたしまして、これらのそれぞれについてワーキンググループを設置することとしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異議ないようですので、今申し上げたとおり2つのワーキンググループを設置すると決定されたものといたします。

それでは、続きましてこれらのワーキンググループのメンバーにつきまして本会議の委員、あるいは関連団体等の皆様から御推薦いただいた候補者の方の氏名をお知らせいたします。

私の方から氏名を申し上げます。

まず、周知・広報ワーキンググループのメンバーですけれども、候補者といたしまして、奥田亜利沙弁護士、鯉渕健弁護士、農端康輔弁護士、野崎史生司法書士、新井桂一般財団法人日本ADR協会事務局、以上の5名の方となります。

また、実装・AI技術の活用検討ワーキンググループのメンバー候補者ですけれども、豊田耕史弁護士、森大樹弁護士、坂田亮平司法書士、萩原規子消費生活相談員、以上の方々となります。

各ワーキンググループのメンバーにつきましては、今申し上げた方々に加えまして、それぞれのワーキンググループに法務省大臣官房司法法制部門の担当者を加えるということにしたいと思いますけれども、以上につきまして御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○垣内座長 齊藤委員から御発言ありますでしょうか。

○齊藤委員 異議ではなくて質問なのですが、たしか事前レクの際に実装・AI技術の関連のワーキンググループのメンバーとして、若手のITの研究者の方に入ってもらったことも考えているというお話があったのですが、その芽はまだあるのか、つまり後から追加される可能性があるのか、それともその芽がなくなってしまったのか、そのあたり御説明いただければと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○二宮部付 司法法制部の部付の二宮から補足いたします。

ワーキンググループのメンバーにつきましては、先ほど座長から御説明があった候補者ということで当面というふうには考えておりますけれども、もちろん今後必要に応じまして、そういった研究者の方も含めまして、この後座長からあるかもしれませんけれども、メンバーの追加については柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○垣内座長 斉藤委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、改めて先ほど申し上げたメンバーの方々をもって各ワーキンググループを構成するという点についてお認めしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

改めて申し上げますけれども、周知・広報ワーキンググループメンバーは先ほど申し上げました奥田亜利沙弁護士、鯉渕健弁護士、農端康輔弁護士、野崎史生司法書士、新井桂一般財団法人日本ADR協会事務局、また法務省大臣官房司法法制部の担当職員ということにいたしまして、また実装・AI技術の活用検討ワーキンググループにつきましては、豊田耕史弁護士、森大樹弁護士、坂田亮平司法書士、萩原規子消費生活相談員に加えて、法務省大臣官房司法法制部の担当職員ということで決定をいたします。

また、先ほど斉藤委員からの御指摘にもありましたけれども、今後ワーキンググループの検討等の過程で新たなメンバーを追加するといった必要性が生じる可能性があるかと存じますが、その場合にはこの会議の開催を待つことなく、委員の皆様にもメール等の方法で適宜お諮りをした上で、柔軟な形でワーキンググループのメンバーの追加等を決定したいと思っておりますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、今申し上げたような方法によりましてワーキンググループのメンバーの追加等については決定をしていくということにいたします。

それでは、次の事項になりますけれども、今年度の予定につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 法務省の渡邊でございます。

口頭での御説明となって恐縮なのですが、今年度のODR推進のスケジュールについて御説明いたします。

これから御説明する内容につきましては、予算要求に関連する案件も含んでおりますので、大変恐縮ながら以後の発言、御質問につきましても議事録には掲載しない取扱いをしていただきたいと思いますと考えております。

○垣内座長 ありがとうございます。

議事の公表、非公表につきまして、委員の皆様にお諮りをした上で、私の方で判断をすることということで冒頭御承認を頂いていたところです。

ただいま事務局から御説明がありました内容につきましては、予算要求に関連する案件を

含んでいるということで、議事録に掲載しないという扱いについて事務局から御提案ありましたけれども、ただいまの事務局からの説明内容、またこれに関連するこれからの質疑につきまして、議事を公表しないという扱いにしたいと存じますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、今申し上げた各事項については議事を公表しないという扱いにさせていただきます。

それでは、内容の方に戻りますけれども、ただいま事務局から御説明いただいた点につきまして御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。それでは、特に御質問等はないということですので、この点については以上とさせていただきます。

それでは、本日の項目としては最後ということになりますけれども、本日第1回目の会議ということでございますので、何かお気づきの点等ございましたらどの点でも、あるいはどなたからでも結構ですので、是非御自由に御発言を頂ければと思いますが、何か御発言ございますでしょうか。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

連合会では、アクション・プランにおいて短期目標の一つとする国民へのODRの浸透という視点を含めて、ODRに比較的なじみのありそうなデジタルネイティブやZ世代とも呼ばれる大学生、専門学生を主な対象とするチャット型の調停に特化した実証実験第2弾を本年1月から5月にかけて行いました。これにつきましては、構成員である先生方にも学内広報に御協力いただきましたので、この場をお借りして一言御礼を申し上げたいと思っています。

この実証実験を行ったものの観点として、3点ほどちょっと意見を述べておきたいというふうに思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか、先生。

○垣内座長 お願いします。

○小澤委員 ありがとうございます。

第1点はODRの実施方法についてなのですが、ODRを浸透させるという観点からは完全オンラインのODRの新規実装のみではなく、既存ADR認証機関が一部ODRを取り入れるといったハイブリッド型の運用という視点も重要ではないかと考えました。これが1点目です。

2点目は渡邊委員が提唱されている点でございますけれども、ODRの実施主体とシステムベンダーとの間の紛争解決デザインの共有や協議の重要性でございます。この点について両者のギャップが生じてしまうと、ODRの実施主体としては当初思い描いていたODRのデザインをシステムを前提として修正せざるを得ないこともあり得るのではないかと考えています。また、システムベンダーとしても実際に利用した際の当該システムの長短を集約し、システム改善につなげていく機会を失うことにもなりかねませんので、そういうことになってしまうと双方にとって不幸な結果となってしまうのかなという感想を持ちました。

最後、3点目は広報面であります。

オンラインで紛争解決とか、隙間の時間でトラブルについて相談、話し合いなど、特定の機関に限ることなく、ODRそのものをまずはトラブルを抱えた国民に広く浸透させる施策が

必要になるのではないかと考えました。

以上でございます。

ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

実施方法、どのような対応のODRを実証実験の際に考えるかということ、またその際システムベンダーと実施主体とのすり合わせの重要性、また広報についてもアイデアの御披露を頂きました。どうもありがとうございました。

それでは、渡邊委員、御発言ありますでしょうか。

○渡邊委員 渡邊です。よろしくお願いいたします。

先ほどは斉藤委員の方から、今後技術関係の方がワーキンググループの委員として入られる可能性もあるのかという御質問がありましたが、実装・AI技術の活用検討のワーキンググループについては、全体を通して技術関係の方に入っていただくことが極めて重要だと考えています。

技術開発のスピードはとても速いですし、実際に社会実装していくフェーズにも様々な段階があるわけですが、それによって使える技術ですとか様々にございますので、その辺の知見をお持ちの方にも関与していただくことが重要ではないかなと思ひまして、最後に意見として述べさせていただきます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

ワーキンググループのメンバーに関しまして、技術的な事項について高度な知見をお持ちの方に早い段階から加わっていただくことが重要ではないかという御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

そのほかさらに御意見等ございますでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

技術系の研究者の方にワーキンググループに入っていただきたいというのは、私も渡邊委員と全く同様であります。これはお願いしたいと思ひます。

あと1点、小さいことで、先ほど申し上げればよかったですけれども、基本方針にある国民に対する認知度調査について、恐らく現状で国民に広くODRについて知っているかと言われれば、それは知らないと言われそうな気がするのですが、さりとて他方で、例えばデジタルプラットフォームでトラブルが起きて、何らかの紛争解決に関するサービスを利用したことがあるかという聞き方をすれば、経験がある、という人は一定数いるのではないかという気もいたします。何をもちてODRと呼ぶのかという、またこの推進の射程をどういうふうに広く取るか、狭く取るかというのは、推進検討会でも議論があったと思ひますけれども、国民の一定数が、実はそれと意識せずODRに触れているということもあり得ますので、そういう聞き方についていろいろ御工夫いただくと実態がよりよく見えるのではないかなと感じました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

認知度調査の際の特に経験等を尋ねる際にどういったものを聞くのかと、表現の仕方によ

っても回答が変わってくることもあり得るので、その点十分工夫をされたいという御意見を頂戴しましたけれども、どうもありがとうございます。大変重要な点かと思えます。

渡邊委員はさらに追加で御発言ですね。

○渡邊委員 今、上田委員の御意見をお聞きしまして、追加で述べさせていただきたいと思えます。

今、認知度の調査ということがございましたが、それに加えて、今後どのような項目でアンケートをされるのか把握していない状態での意見で大変恐縮なのですが、ニーズの調査もできるとよいのではないかなと思っています。

今、上田委員からお話があったように、プラットフォームのサービスを利用してお困りの経験をお持ちの方とかもたくさんいらっしゃると思いますが、その中でそういった紛争解決のサービスを使って何らかのトラブル解決が実現できた方と、それが実現できずに泣き寝入りをして困ったという方も多くいらっしゃるかと思いますので、今後どのようなサービスがあったら使ってみたいのかということも、アンケートの中で可能であれば一緒に確認できるとよいのではないかなと思いました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

既に知っているかどうか、経験があるかということに加えてどんなニーズがあるか、どの程度のニーズが存在するかということも視野に入れて調査をしてはいかがかという御提言を頂きました。ありがとうございます。

さらに、そのほか御意見等ございますでしょうか。

今、小澤委員、渡邊委員、上田委員から様々御意見頂戴いたしましたけれども、事務局から何か頂いた御意見について、この時点で何かコメント等ございますか。

○二宮部付 それでは、部付の二宮から、頂いた御意見の中で認知度調査の関係、質問項目について貴重な御意見ありがとうございます。

予算の関係で質問項目どれぐらい立てられるかというふうなところもございますけれども、頂戴した御意見も踏まえまして、質問項目については検討させていただきたいと思えます。

○垣内座長 ありがとうございます。

その他の点につきましても貴重な御意見をいただきましたので、可能な範囲で御考慮いただくということになるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、特に他に御意見等がないようでしたら、本日予定しておりました議題については以上ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から事務連絡等がございましたらお願いいたします。

○渡邊参事官 法務省から渡邊でございます。

今回の会議でございますけれども、先ほど申し上げましたように現時点では本年度末を予定しておりますけれども、ワーキンググループでの議論状況次第ではございますが、具体的な日程につきましては改めて調整をさせていただきたいと思えます。御多忙とは存じますけれども、御配慮をお願いしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

いよいよワーキンググループも動き出すということで、次回の会議ではその様子についてもお伝えいただけるということかと思えます。私自身も大変楽しみにしてまいりたいと思っています。

それでは、本日の会議は予定していた事項を全て終えましたので、これで終了ということにさせていただきます。

本日も熱心に御議論を頂きまして誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

それでは、以上とさせていただきます。

—了—